

津別町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

津別町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	2
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、津別町で働く教育職員の時間外在校等時間、ワークライフバランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うために策定する。

(2) 本町の現状

- 本町では、平成31年3月に「学校における津別町働き方改革アクション・プラン」を策定し、その後、第2期、第3期と改訂しながら、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

年平均時間	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
月24.3時間	13.9%	0.0%

- 時間外在校等時間の年間平均が月24.3時間となるなど、本町の働き方改革は着実な成果を上げている一方で、個人差が大きく、特定の教育職員に業務の偏りが見られるといった課題もある。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において、達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を20時間程度にする。

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標（カッコ内は令和7年度の数値）

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数 15 日以上を維持する。(15.4 日)
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 3%まで減少させる。(6.0%)

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※ただし、毎年度の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。

4 実施する業務管理・健康確保措置の内容

- 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

【文部科学省が示している学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に 参画すべき業務	教師の業務だが 負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における 日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおけ る校外の見回り、児童生徒 が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係 者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情 や不当な要求等の学校では 対応が困難な事案への対 応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブ サイトの作成・管理 ⑧ICT 機器・ネットワーク 設備の日常的な保守・管 理 ⑨体育館等の施設・設備の 管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間にお ける安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・ 家庭への対応

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し等

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・引き続き、スクールガードリーダーによる見守りや、学校運営協議会及びPTA等を通じて、保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねる。
また、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・学校徴収金等の公会計化は、現状困難であるが、将来的に向けて業務の軽減について検討を進める。
- ④ 地域ボランティアの関係者間の連絡調整等
 - ・引き続き、教育専門員が中心となって連絡調整等を行うことで、教職員に過度な負担がかからないようにしていく。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・学校のみでの対応が困難な事案が生じた場合には、教育委員会及び外部機関等による連携により課題解決のための体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
 - ・調査内容、回答方法等について精査し、事務負担を軽減する方法等がないか、今後とも検討していく。
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成と管理
 - ・引き続き、教育職員及び教育専門員等が協力しながら作成・管理を行う。
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・従来どおり、民間事業者へ委託することにより、教育職員の負担を軽減していく。
- ⑨ 体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ ⑨～⑪については、現状では、学校にとって大きな負担にはなっていないため、引き続き学校が管理していくが、教頭等に負担が集中しない環境を構築していく。

⑫ 校内清掃

- ・ 従来どおりとする。

⑬ 部活動

- ・ 現状としては、多くの部活動が単独維持が困難、または、近い将来困難になる状況であることから、美幌町とも連携しながら、種目ごとに対応を協議し、負担軽減を図っていく。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭ 給食の時間における対応

- ・ 従来どおりとする。

⑮ 授業の準備

- ・ 引き続き、スクール・サポート・スタッフ及び学習補助員を配置し、授業準備等の補助を行う。

⑯ 学習評価や成績処理

- ・ 学習評価や成績処理については教職員が行うが、C B Tの検討や採点システムを活用するなど負担軽減を図る。

⑰ 学校行事の準備・運営

- ・ 従来どおりとする。

⑱ 進路指導の準備

- ・ 従来どおりとする。

⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 引き続き、町採用の教育相談員及び学習補助員の配置、スクールカウンセラーの活用や福祉部局等の関係機関との連携により支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度

当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度
の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 引き続き、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、教育職員の時間外在校等時間を出退勤管理システムで把握し、引き続き、町のホームページで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- 学校での児童生徒の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関等とともに取り組む。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行う。